

福岡県重粒子線治療費利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、公的医療保険の適用がないがん先進医療を受ける患者の経済的な負担を軽減し、県民のがん治療の選択肢が広がるよう、金融機関から重粒子線治療に係る費用の融資を受けた者に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「重粒子線治療」とは、九州国際重粒子線がん治療センターにおいて行う放射線の一種である炭素イオンを加速させた炭素線を用いた治療方法をいう。

2 この要綱において「金融機関」とは、次に掲げる金融機関等をいう。

- (1) 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行
- (2) 信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫
- (3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合
- (4) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合
- (5) 労働金庫法（昭和28年法律第227号）に規定する労働金庫
- (6) 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第5条第2項第4号に規定する郵便貯金銀行
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合
- (8) 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に規定する株式会社日本政策金融公庫
- (9) 地方公共団体
- (10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事が認めるもの

3 この要綱において「証書貸付」とは、貸付にあたり、債務者が金融機関に融資条件を明記した借用証書を差し入れ、融資を受ける形態をいう。

4 この要綱において「保証料率」とは、保証を受ける者が保証者に支払う保険料又は手数料の率をいう。

(利子補給の対象者)

第3条 この要綱による利子補給の対象となる者（以下「利子補給対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 重粒子線治療を受ける患者
 - イ 重粒子線治療を受ける患者の親族である者（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族（ただし、3親等以内の親族に限る。））
 - ウ 重粒子線治療を受ける患者と同一の世帯に属する者（上記イに掲げる者以外の者）
- (2) 重粒子線治療を受ける患者が重粒子線治療を受けることの同意書を九州国際重粒子線がん治療センターに提出した日において、引き続き1年以上県内に住所を有している者であること。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額からそれぞれ同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「課税総所得」という。）が600万円以下の世帯に属する者であること。

(利子補給の対象借入金)

第4条 利子補給の対象となる借入金は、重粒子線治療に係る費用に充てるため金融機関から証書貸付により融資を受けた借入金（以下「対象借入金」という。）であって、314万円を限度

とする。

(利子補給の対象利子)

第5条 利子補給の対象となる利子は、利子補給対象者が金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約の約定利率（他の利子補給制度により利子補給の交付を受ける場合にあっては、当該利子補給を受けたことにより利子補給対象者が負担することになる実質の利率）をパーセントを単位として年利率で表したものとし、年利率6パーセント（保証料率を含む。）を限度とする。ただし、延滞利息等は除くものとする。

(利子補給の対象期間)

第6条 利子補給の対象となる期間は、金銭消費貸借契約に基づき最初に利子を支払った月から起算して84か月以内とする。

(利子補給対象者の申請)

第7条 利子補給を受けようとする者は、様式第1号による利子補給対象者承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 患者本人が申請者となるとき

- ア 金銭消費貸借契約書又はこれに準ずる書類の写し
- イ 金融機関で発行する返済予定表の写し
- ウ 様式第2号による重粒子線治療実施証明書又は治療開始日、治療費及び支払日が確認できる患者本人宛ての領収書
- エ 患者本人が属する世帯全員の住民票
- オ 世帯全員の所得証明書
- カ その他知事が必要と認める書類

(2) 患者以外の者が申請者となるとき

- ア 前号に掲げる書類
- イ 第3条第1号のイ、ウに定める者であることを証する書類

(利子補給対象者の承認)

第8条 知事は、前条の規定により利子補給対象者承認申請書の提出があったときは、その内容を審査して、当該利子補給対象者の承認又は不承認を決定し、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 知事は、利子補給対象者が利子補給の対象となる借入金の償還を延納した場合、償還すべき日の属する年を経過した償還金に係る利子補給金は、交付の対象としないものとする。

(交付申請及び実績報告)

第10条 利子補給対象者は、1月1日から12月31日までの間に金融機関に対して支払った利子に係る利子補給金について、様式第3号による利子補給金交付申請兼実績報告書（以下「交付申請兼実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、翌年2月末日までに知事に提出するものとする。

- (1) 様式第4号による金融機関で発行する利子支払証明書
- (2) 重粒子線治療費の支払いに係る領収書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(利子補給金の確定)

第11条 知事は、前条の規定により交付申請兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、交付すべき利子補給額を確定し、利子補給対象者に交付額の

決定を通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第12条 利子補給対象者は、前条の規定により交付額の決定があったときは、様式第5号による利子補給金交付請求書（以下「交付請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

(利子補給金の支払)

第13条 知事は、前条の規定により交付請求書の提出があったときは、その内容を審査して、適当と認める場合には、利子補給金を利子補給対象者に支払うものとする。

(変更の届出)

第14条 利子補給対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、様式第6号による利子補給対象者変更届出書で知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 金銭消費貸借契約の内容を変更したとき
- (2) 住所又は氏名の変更があったとき

(端数計算)

第15条 利子補給額に1円未満の端数が生じるときは、別に定めがない限り、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利子補給の返還)

第16条 知事は、利子補給対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 対象借入金を目的以外に使用したとき。
- (2) 対象借入金に代位弁済等により弁済されたとき。
- (3) 利子補給に当たり知事に提出した書類に虚偽があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、知事が利子補給金を支払うことが不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月13日から施行し、平成26年度の利子補給金から適用する。
- 2 第3条の規定は、この要綱の施行前に受けた重粒子線治療についても適用することとする。
- 3 平成26年度における第10条の規定の適用については、「1月1日」とあるのは、「4月1日」と読み替えるものとする。